

グローバル人材育成(修学旅行等)支援制度

県内の学校が修学旅行を実施する場合等に、
児童・生徒の人数に応じて交流活動経費の一部を補助します！

対象期間

令和6年4月1日宮崎空港出発便～令和7年3月31日到着便 ※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

宮崎空港発着の国際線を利用して、県内の小・中学校、高等学校等が海外教育研修等交流事業を実施する場合、児童・生徒の人数に応じて、交流活動に要する経費の一部を補助します。

基本分	児童・生徒数が 50名まで1人あたり1万円 50名を超える分は、1人あたり5千円 (上限額：120万円)	(例) ① 60名で宮崎ーソウル線を往復利用し、韓国に行く場合 ・ 基本額 50名まで 1万円×50名=50万円 50名超 5千円×10名=5万円 ・ 往復加算 2千円×60名=12万円 支援額計 67万円
往復加算	往復利用する場合、1人2千円加算 (上限額：20万円)	② 80名で、宮崎ーソウル線を往復利用し、ソウルから乗り継いでシンガポールに行く場合 ・ 基本額 50名まで 1万円×50名=50万円 50名超 5千円×30名=15万円 ・ 往復加算 2千円×80名=16万円 ・ 乗継加算 2千円×80名=16万円 支援額計 97万円
乗継加算	宮崎空港発着の国際線を、乗り継ぎ (同一航空会社に限る。)目的で利用 する場合、1人2千円を加算 (上限額：20万円)	

○条件等

①次のア～ウのいずれかに該当する事業であって、対象期間中に宮崎空港発着の国際線を利用して行うものが対象となります。

ア 県内の学校(学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校)が主催する修学旅行等の海外研修事業、国際交流事業

イ 県内各市町村教育委員会が主催し、県内の児童・生徒が費用を全部又は一部を自弁して参加する海外研修事業、国際交流事業

ウ 内容・趣旨等がア、イに準じる事業で、特に認める事業(個別にお問合せください。)

②対象は児童・生徒のみとし、添乗員、教職員、保護者その他の同行者は人数に含みません。

③年度をまたぐ渡航は、片道のみについても補助対象となりません。

(例) 令和7年3月30日渡航/令和7年4月2日帰国 → 片道利用も対象外)

④事業終了後、事業概要を広く周知していただくようお願いします。

お申込み方法

必要書類を、「県民渡航拡大事業事務局」へ提出してください(メールまたは郵送)。

①渡航開始の前日から起算して14日前：「グローバル人材育成支援補助金申請書」

②渡航終了後14日以内：「グローバル人材育成支援補助金実績報告書(兼請求書)」

※ただし、14日以内に当該年度の3月31日を迎える場合は3月31日までに提出

☎申請様式などは、

「みやざき空旅 | 宮崎空港振興協議会ホームページ」にてご確認ください。

ホームページURL <http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索



お問合せ先

月曜～金曜

9:30～16:30

県民渡航拡大事業事務局(一社)宮崎県旅行業協会内)

〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3 プロムナーテ神宮206号

TEL:0985-29-8588 Eメール:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp